

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年6月3日 午前10時00分 招集
2. 令和4年6月6日 午前10時00分 開議
3. 令和4年6月6日 午後1時37分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
教育部長	山口貴生	阿蘇医療センター事務部長	村山健一
企画財政課長	廣瀬和英	総務課長	和田直也
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	教育課長	藤井栄治
防災情報課長	市原修二	ほけん課長	小山隆幸
観光課長	秦美保子	住環境課長	加藤勇二郎
税務課長	上村美博	内牧支所長	加来隆浩
市民課長	森永智保	健康増進課長	山中昭人
まちづくり課長	石松昭信	上下水道課長	竹原昭典
人権啓発課長	市原吉治	波野支所長	岩下勝則

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 繁 樹 議会事務局長 市原 多喜男
書 記 山本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 4 号 | 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について |
| 日程第 2 | 承認第 5 号 | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 承認第 6 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 14 号）について |
| 日程第 4 | 承認第 7 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 5 | 承認第 8 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 6 | 承認第 9 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 7 | 承認第 10 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 8 | 承認第 11 号 | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 9 | 報告第 2 号 | 令和 3 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 10 | 報告第 3 号 | 令和 3 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 11 | 報告第 4 号 | 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 12 | 報告第 5 号 | 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 13 | 報告第 6 号 | 令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 14 | 報告第 7 号 | 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 15 | 議案第 37 号 | 阿蘇市コミュニティ交通運行条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 38 号 | 阿蘇市保育所条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 39 号 | 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 18 | 議案第 40 号 | 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 19 | 議案第 41 号 | 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |

日程第 20	議案第 42 号	令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 21	議案第 43 号	令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 22	議案第 44 号	令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 23	議案第 45 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について
日程第 24	議案第 46 号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 25	議案第 47 号	阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 26	同意第 2 号	阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 27	同意第 3 号	固定資産評価員の選任について
日程第 28	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 29	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 30	報告第 8 号	株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
日程第 31	報告第 9 号	一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、荒木土木部長が身内の御不幸により出席できないことを申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

お諮りいたします。日程第 1、承認第 4 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から日程第 8、承認第 11 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」までを会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議がないものと認めます。したがって、承認第4号から承認第11号までを委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第1 承認第4号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第1、承認第4号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書1ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第4号、専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

2ページ、専決処分書をお願い申し上げます。専決処分書。阿蘇市税条例等の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行う。専決処分日は、令和4年3月31日でございます。

まず、今回の専決処分につきましては、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。主なものにつきまして、8ページからの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

8ページをお願い申し上げます。まず、8ページの第18条の4、及び14ページにいていただきまして、下のほうに第73条の2、15ページ、上のほうになります第73条の3の改正につきましては、DV被害者等保護のために納税証明書等に記載される住所等の削除を可能とする改正となります。DV被害者等の方が納税証明書を取って、どこかに出された、それをもとに住所が判明する可能性もありますので、そういったことから、今回改正を行っているところでございます。

9ページに戻っていただきます。9ページから10ページにかけての第34条の7の改正につきましては、寄附金税額控除につきまして平成26年から7年間を経過したことによる経過措置の終了に伴う削除となっております。

次に、12ページをお願い申し上げます。12ページ、中段にあります第36条の3の2、めくっていただきまして、13ページ、上のほうになります第36条の3の3に関しましては、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について記載事項に配偶者の氏名を新しく追加する改正となっております。

15ページをお願いします。15ページ、中段の附則第7条の3の2になります。少し飛びまして、23ページ、改正前の条項第26条になってきます。この改正につきましては、住宅

借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴います改正となっております。

戻っていただきまして、19 ページをお願いします。19 ページの上の附則第 12 条になります。商業地の土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、激変緩和、また景気回復の観点から、改正文のとおり、令和 4 年度に限り商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5%、現行「5%」でありますけれども、「2.5%」に改正する改正となっております。

24 ページをお願いします。24 ページ、表外の第 2 条の改正につきましては、表内の第 1 条としまして、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備、及び附則第 2 条としまして経過措置を規定しているところでございます。

その他上位法であります地方税法等の一部改正に伴いまして、阿蘇市税条例の根拠となります条項の改正、引用元となります条項番号の改正も多く行っているところでございます。

なお、施行期日につきましては、5 ページに戻っていただきまして、5 ページの附則第 1 条からになります。附則第 1 条におきまして、令和 4 年 4 月 1 日とするほか、各条項によりましては、令和 5 年 1 月 1 日、また令和 6 年 1 月 1 日としているところでございます。

以上、いずれも上位法であります地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づき専決処分をさせていただいております。御承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 2 承認第 5 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、承認第 5 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 25 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 5 号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行

に伴いまして、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

26ページをお願い申し上げます。26ページ、専決処分書でございます。阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。専決処分日は、令和4年3月31日でございます。

27ページ、28ページの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第2条、課税額についてでございます。国民健康保険税の額を算定、算出するには3つの方法の合算になります。1つが基礎課税額、そして2つ目として後期高齢者支援金分、介護納付金分、この3つを合算して国民健康保険税を出す、そういうふうになっております。その中で、第2条第2項に書いてありますのが、算出基礎の1つとなります基礎課税額、いわゆる医療費給付分になります。その上限額、課税限度額をこれまでの「63万円」から「65万円」へと2万円引上げを行う改正となっております。併せまして、第2条第3項につきましても、後期高齢者支援金分につきましても、その上限額、課税限度額を「19万円」から「20万円」へと1万円引き上げる改正となるものであります。なお、第2条第4項、「(略)」となっておりますけれども、介護納付金分につきましても、これまでどおり「17万円」と据置きとなっております。今回の改正によりまして、国民健康保険税最高限度額「99万円」から「102万円」へととなります。

第23条につきましても、国民健康保険税の減額ということで基礎課税額の改正に併せ、修正を行っているものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日となります。

いずれも地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして緊急を要しましたので、専決処分をさせていただきます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決いたします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第3 承認第6号 専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第14号）につ

いて

○議長（湯浅正司君） 日程第3、承認第6号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第14号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第6号、専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第14号）について、御報告申し上げます。

別冊1をお願いします。本件は、年度末に事業費が確定いたしまして、財源調整等を行ったものを中心に3月31日付けで専決処分したものでございます。

まず、1ページをお願いします。第1条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億901万7,000円を追加いたしまして、193億2,133万円と定めております。

その下の第2条、繰越明許費の補正、第3条、地方債の補正につきましては、7ページ以降で説明します。

では、7ページをお願いします。7ページは、第2表、繰越明許費補正になります。一番上の段が新しく繰越しをする追加分が1件、中段が事業の進捗等によりまして増額あるいは減額した変更分が5件、一番下の段は年度内に事業が完了した廃止分を1件上げております。

次に、8ページをお願いします。8ページからは、第3表、地方債補正になります。事業費の確定と併せて、起債額が概ね確定し、こちらの8事業については起債額を減額変更しております。

次の9ページをお願いします。9ページは地方債を廃止した事業でございまして、こちらの6つの事業につきましては、財政状況を鑑みて起債総額を抑制するため、当初予定しておりました起債の借入れは行わず、一般財源に組み替えるものでございます。

それでは、歳入予算の主な増減項目について説明いたします。

まず、14ページをお願いします。14ページの一番下になります。款12 地方交付税の特別交付税につきましては、3月に交付額が確定しまして、今回4億4,547万8,000円を追加しております。特別交付税の交付額につきましては、対前年度比約7,000万円の増ということになっております。

次に、16ページをお願いします。16ページ、右端の説明欄の上から4行目、コインランドリー使用料（やすらぎ交流館）につきましては、令和3年度に導入しましたコインランドリー使用料収入額が確定いたしましたので、107万1,000円を計上しております。

次に、17ページをお願いします。17ページ、右端の説明欄の上から2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。こちらは、国庫補助金を活用した一部の事業につきまして補助金額を控除した、いわゆる補助裏分に対して臨時交付金の追加交付がございましたので、737万6,000円を増額し、既計上分と合わせまして交付限度額と同額

の2億8,828万7,000円を計上しております。

次に、24ページをお願いします。24ページの中段以降から款23市債になります。市債につきましても、先ほど御説明したとおり、全般的に減額しておりますので、25ページの一番下、補正額の欄を見ていただきますと、今回1億9,500万円、約2億円を減額しまして、補正後の額を8億7,400万円としております。

続きまして、歳出の主な項目について御説明いたします。基本的には、冒頭で申し上げましたとおり、事業費確定に伴う予算の減額が主となっておりますが、増額になった事業も含めまして主な項目のみ御説明させていただきます。

まず、27ページになります。27ページの左端、目6企画費の一番最後の行になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金精算金につきましても、令和2年度から令和3年度に繰り越した交付金事業の額が確定しましたので、精算金として1,324万3,000円を計上しております。一昨年来、国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など長期化する厳しいコロナ禍の中、国内外の人流・物流が大幅に減少しまして、本市が実施してまいりました観光客等に対する宿泊補助などの経済対策が伸び悩んだ影響もありまして、執行できなかった交付金を精算するものでございます。

次に、同じ27ページの一番下の財政調整基金費になりますが、令和3年度の決算等を見越しまして、積立金として2億円を計上しております。積み立て後の令和3年度末基金残高は、合併後最高額の約17.5億円になる見込みでございます。

次に、35ページになります。35ページの一番上、基金積立金（森林環境譲与税）につきましても、事業費確定に伴い、執行残分として現年度分を1,000万7,000円、その1つ下の令和2年度繰越分を551万1,000円積み立てるものでございます。

続いて、37ページをお願いします。37ページは観光振興費になりますが、節18負担金補助及び交付金の上から2行目から4行目にかけて宿泊施設等事業継続支援金、それから1つ下の団体旅行感染症対策支援事業補助金、その1つ下、平日誘客促進キャンペーン事業補助金につきましても、すべてコロナ臨時交付金を活用した事業になりますが、事業実績等に応じてそれぞれ減額をしております。

続いて、38ページになります。38ページの下から3行目、夢の湯管理費になりますが、男女サウナ機器更新工事としまして368万3,000円を計上しております。オープン当初から使用してまいりましたサウナ機器が故障したため、緊急的に更新工事を行うものでございまして、併せて繰越明許費を計上しております。

最後になります。46ページをお願いします。46ページの一番下、予備費になります。今回の最終専決予算では、歳入では特別交付税を増額し、歳出では財政調整基金を2億円積み立てる一方で、コロナの影響等も受けまして事務事業等を縮減しておりますので、結果、残った財源につきましては予備費に2億3,011万9,000円を追加しております。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

10番議員、菅敏徳君。

○10番(菅 敏徳君) 10番、菅でございます。1点だけ質問させていただきます。

44ページ、体育施設費の中で節14工事請負費914万4,000円減額になっております。その上に設計業務委託料142万円ありますが、914万円減額になったわけですね。設計業務委託料が計上してあって、設計費の見積もりが6,700万円で、実際5,800万円かかったということで減額になっておりますが、これは入札の競争原理が働いたものなのか、こういった減額の意味合いがあるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長(湯浅正司君) 教育課長。

○教育課長(藤井栄治君) ただ今の御質問にお答えいたします。

44ページの農村公園あびかの屋外照明改修工事の入札残でございます。実績で落としております。

○議長(湯浅正司君) 菅敏徳君。

○10番(菅 敏徳君) 今の意味は分かりません。入札の原理が働いて、こういった900万円の減になったのか、それか設計費が組んであるのに、その設計が的確ではなかったのか、その辺を聞いているんです。

○議長(湯浅正司君) 教育課長。

○教育課長(藤井栄治君) すみません、競争入札で結果がこの結果になっておりますので、914万4,000円を減額しております。

○議長(湯浅正司君) 菅敏徳君。

○10番(菅 敏徳君) では、当初の設計単価が高かったわけではないんですか。高いから、そういった900万円の減額になったわけではないわけですか。先ほど私が言ったのは、設計費が120万円も組んであるのだから、適正な設計単価を入れてもらいたいということで質問したんです。

○議長(湯浅正司君) 教育課長。

○教育課長(藤井栄治君) 当初設計6,743万円という工事で入札いたしまして、914万4,000円を減額したということになります。

○議長(湯浅正司君) 他に質疑ありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番(五嶋義行君) 15番、五嶋です。

1点だけ、27ページの財政調整基金費で2億円を積み立てて、合併以来最高額の17億5,000万円の基金残高があると。いろいろあった割に財政調整基金が過去最高になったという理由ですね、そしてまた阿蘇市の規模としてどれぐらいの財政調整基金が必要なのか、その辺の説明をお願いします。

○議長(湯浅正司君) 企画財政課長。

○企画財政課長(廣瀬和英君) ただ今の御質問にお答えいたします。

財政調整基金につきまして、令和3年度最終専決予算で2億円を積み立てております。令和4年度への繰越金が昨年度以上になる見込みでございます。その背景にある部分は、まだ決算を出しておりませんので、はっきりしたことは分かりませんが、コロナの影響

でやはり事務事業を縮小している部分が影響しているかと思っております。

それから、今後の財政調整基金の積立金の目標額という部分につきましては、なるべく多くの積立てをやりたいと思っておりますが、標準財政規模の一般的には 20%程度と言われるので、それに向けて積立てをしていければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） せっかくですから、質問いたします。

まず、33 ページの農地費ですね、多面的機能支払交付金が決定したわけですが、この減額はどのような原因でこのようになったのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金事業補助金でございますけれども、減額の主な理由としまして県からの交付決定額の減ということで減額をさせていただいております。4 億 1,300 万円につきましては、対象農地・耕地面積に基づきまして算定した 4 億 1,300 万円でございますけれども、今回 3 億 7,600 万円強の交付決定があったということで 3,600 万円強を減額させていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 私の間違いかもしれませんが、今の説明は県の交付で決定したと。しかし、一番出先の市町村から見れば、どのような要件、面積が減ったのか、人間の労賃が減ったのか、それをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 主な理由としまして国庫補助金の財源の部分が主な要因でございます。活動内容については、阿蘇市も含めまして県下全域、例年どおりの活動実績ということで、県の協議会から確認をいたしています。主な要因としまして国費の減額といったものが要因でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 6 号を採決いたします。承認第 6 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 14 号）について」は、承認することに決定いたしました。

日程第 4 承認第 7 号 専決処分した令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 4、承認第 7 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 7 号、専決処分した令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、御説明させていただきます。

別冊 2 でございます。まず、提案理由でございますが、本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

別冊 2、1 ページでございます。令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 560 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 6,911 万 4,000 円と定めま

す。詳細につきましては、5 ページをおめくりください。こちらが歳入歳出補正予算事項別明細書になります。5 ページが総括になります。

6 ページになりまして、歳入の下水道事業費国庫補助金、こちらが 400 万円減の補正となります。下に移りまして、下水道事業債が 160 万円の減となります。合わせまして 560 万円の減となります。

7 ページをめくっていただきまして、歳出となります。下水道事業費、こちらは歳入と併せまして 560 万円の減となります。内容としましては、工事請負費は主に管渠の工事ですけれども、170 万円増となりまして、下の節 21 補償補填及び賠償金になりますけれども、こちらは上水道移転補償が 900 万円の現予算であったところを 170 万円としましたので、△730 万円となります。合わせまして、補正額 560 万円となります。

今回の専決処分に関しまして、予算の説明については以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

7 ページの今言われた上水道移転補償が 900 万円ですね、予算で 730 万円減額と、あまりにも大きすぎるので、その原因は何でしょうか。

○議長（湯浅正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） こちらは、予算計上時に延長に対しまして上水道管が移転補償にかかるであろうという金額を想定しておりましたけれども、実際、工事してみますと、

そこまで支障とならなかったという状況でございまして、実際、補償契約を結んでこの減額となりました。想定よりも上水道管が支障とならなかったということです。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ということであれば、工事前に試掘をやって、試掘データの結果、そういう判断をしていくのではないのでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 工事前、設計時点では試掘は行っておりません。両方ともに水道の台帳で水道管の位置が明示されておりますので、そちらで延長に対して最大限支障となるであろう予算を計上しております。実質、下水道の工事が発注されまして、試掘を行っている状況です。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決いたします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分した令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第5 承認第8号 専決処分した令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（湯淺正司君） 日程第5、承認第8号「専決処分した令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第8号、専決処分した令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊3の1ページをお願いいたします。本予算は、第5号補正となります。年度末の財源等の調整を要したために地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

歳入歳出予算補正。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,688万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億1,403万9,000円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。款 6 県支出金につきましては、交付額の確定により、合計で 1 億 3,688 万 8,000 円を増額しております。

7 ページをお願いいたします。続きまして、3 歳出です。歳入の確定による財源変更と療養給付費等の確定に伴う予算の増額を図っております。

まず、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、額の確定に伴い、1 億 2,882 万 1,000 円を増額しております。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分につきましては、546 万 7,000 円を歳入の確定に伴う財源変更を行い、同額を予備費に充当しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 8 号を採決いたします。承認第 8 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 8 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 6 承認第 9 号 専決処分した令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、承認第 9 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました承認第 9 号、専決処分した令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 5 号補正となります。年度末の財源等の調整を要したために地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めますのでございます。

歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に 6,484 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 3,924 万 7,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。

款 1 保険料につきましては、収納調定額の確定により、合計で 92 万 1,000 円の減額としております。

次に、款 4 国庫支出金につきましては、交付額の確定により、合計で 4,058 万 8,000 円の増額としております。

次に、款 5 支払基金交付金につきましても、交付額の確定により、合計で 1,537 万 4,000 円の増額としております。

8 ページをお願いいたします。続きまして、3 歳出です。歳入の確定による財源変更と介護サービス給付費等の確定に伴う予算の増額を図っております。

まず、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス給付費につきましては、額の確定に伴い、7,000 万円を増額しております。

次に、款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費分につきましては、歳入の確定に伴う財源変更を行い、予備費から 615 万 1,000 円を充用しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 9 号を採決いたします。承認第 9 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 9 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 7 承認第 10 号 専決処分した令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました承認第 10 号、専決処分した令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、御報告申し上げます。

別冊 5 になります。まず、1 ページをお願いします。今回の補正予算（第 2 号）につつま

しては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 924 万 7,000 円と定めております。

次に、3 ページをお願いします。3 ページは、繰越明許費としまして県道内牧坂梨線配水管布設替工事について 300 万円を計上しております。本件は、県道バイパス改良工事に併せまして老朽化した配水管を布設替えするもので、県工事の進捗等により工期を延長しまして繰り越すものでございます。なお、工事箇所につきましては、古城 5 の 2 区あたりになりますが、工事につきましては既に 4 月末に完了しております。

次に、5 ページをお願いします。5 ページは歳入予算でございます、項目は 1 項目になります。水道使用料としまして、決算額を見込み、35 万 7,000 円を追加しております。

また、6 ページの歳出予算につきましては、先ほどの水道使用料の追加分と同額の 35 万 7,000 円を予備費に計上しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 10 号を採決いたします。承認第 10 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 8 承認第 11 号 専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、承認第 11 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました承認第 11 号、専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について、御報告申し上げます。

別冊 6 になります。開いて、1 ページをお願いします。まず、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,111 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 161 億 4,408 万 1,000 円と定めております。

まず、7 ページの歳出予算から御説明させていただきます。本件につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の方に対する支援を行うため、昨年度に引き続き国の緊急対策として特別給付金を支給するものでございます。

まず、7 ページから 8 ページにかけては給付金関係の事務費になりますが、特別給付金としましては 8 ページの一番下の 2 項目、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯とその他世帯分としまして、合わせて 3,750 万円を計上しております。こちらは、一定の要件を満たした低所得の子育て世帯の方を対象に児童 1 人当たり一律 5 万円を支給するものでございます。

次に、1 ページ戻りまして、6 ページになります。歳入では、子育て世帯生活支援特別給付金補助金としまして 4 項目合わせてトータルで 4,111 万 6,000 円を計上しており、今回の補正予算はすべて国庫補助金で賄うこととしております。なお、本給付金につきましては、コロナ禍における低所得の子育て世帯の生活の実情を踏まえまして、早期に給付する必要があるため、5 月 16 日付けで専決処分を行ったものでございます。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 11 号を採決いたします。承認第 11 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 11 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 9 報告第 2 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、報告第 2 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました報告第 2 号、令和 3 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

議案書の 29 ページをお願いします。初めに、提案理由ですが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、30 ページから 31 ページに掲載しておりますが、各ページの主なものを 1 つずつ説明いたします。

まず最初に、30 ページで説明いたしますと、表の上のほうの中央に翌年度繰越額という欄がございます。こちらが実際の繰越額になりますが、30 ページの左端の款の民生費の一番上になります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、国が本年 9 月末を申請期限としておりますので、1 億 333 万 3,000 円を翌年度に繰り越すこととしております。

続いて、31 ページをお願いします。左端、款の災害復旧費の一番下になります。阿蘇山上災害復旧事業につきましては、噴火警戒レベル引き下げ後、速やかに復旧作業ができるように 3 月補正で予算を計上し、その全額 1,500 万円を繰り越しております。なお、全員協議会で報告がありましたが、火山灰撤去に関しましては既に完了しております。

今回の令和 4 年度への繰越事業としましては、ページ一番下に記載しておりますが、全部で 30 事業、総額で約 9 億円の繰越額でございます。繰越理由としましては、国の事業進捗に応じて繰り越す事業、またコロナの影響でやむを得ず遅れた事業、それから年度末に急急に修繕が必要になった事業、用地買収の関係などを理由に繰り越すものでございます。なお、昨年度と比べて繰越額、繰越件数ともに減少しております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 2 号は、これで報告を終わります。

日程第 10 報告第 3 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、報告第 3 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました報告第 3 号、令和 3 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案書の 32 ページをお願いします。まず、提案理由ですが、本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、次の 33 ページをお願いします。先ほどの繰越明許費とは若干様式が異なっておりますが、事故繰越しの事業は全部で 3 件になります。こちらの 3 件につきましては、令和 2 年度予算を昨年度から引き続き令和 4 年度まで再度繰り越すものでございます。

上の段の商工費の 2 項目ですが、阿蘇山火口二次避難施設整備事業及び仙酔峡駅舎等解体

事業につきましては、右端に説明書きがしてあります。昨年 10 月の噴火警戒レベル引上げに伴いまして現地立入りができませんでしたので、令和 4 年度に再度繰り越すこととしております。

また、一番下の防災行政無線デジタル化整備事業につきましても、記載のとおり、世界的な半導体不足等により、11 億 3,506 万円を翌年度に繰り越すものでございます。

なお、事故繰越しの総額は、全体で 16 億 424 万 9,000 円でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 五嶋です。

防災行政デジタル無線は半導体不足で事故繰越しになっておりますが、令和 4 年度には作業をしなければならない状況で、半導体不足は解消するのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

半導体不足により戸別受信機の入荷が難しいということで繰り越させていただいておりますが、今年度に入りまして、ある程度めどが付きまして、4 月 18 日から新しい戸別受信機の設置を進めております。予定としましては、今年の 10 月中には全戸の入替えが完了するところで進めているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 3 号は、これで報告を終わります。

日程第 11 報告第 4 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、報告第 4 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今議題としていただきました報告第 4 号、令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

議案集の 34 ページをお願いします。まず、提案理由でございますが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

詳細につきましては、次の 35 ページをお願いします。繰越計算書になります。繰越額につきましては、左から 5 列目の翌年度繰越額の欄 5,900 万円となります。この内訳につつま

しては、処理場耐震診断設計業務委託料、汚水管渠測量設計業務委託料、管渠点検調査業務委託料、取付管工事、分譲地等の管渠工事、こちらになります。完了時期としましては、委託については6月30日、管渠点検調査については8月30日を予定しております。管渠工事、取付管工事については、分譲地地権者と相談のうえ、新たな引込み等になりますので、年度内の完了を目指しております。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第4号は、これで報告を終わります。

日程第12 報告第5号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第12、報告第5号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今議題としていただきました報告第5号、令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

議案集の36ページをお願いします。まず、提案理由でございますが、本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

詳細につきましては、次の37ページをお願いします。繰越計算書になります。繰越額につきましては、左から8列目の翌年度繰越額の欄1,200万円となります。この内訳につきましては、処理場の耐震診断設計業務委託料となっております。こちらは、汚泥棟の耐震診断設計業務委託料となっております。

説明につきましては以上でございます。報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番議員、菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 10番、菅です。

1点だけ分からないところがあって単純な質問になるかと思いますが、支出負担行為額、それと支出負担行為予定額とありますが、これはどういった内容でしょうか。分かりませんので、説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） すみません、37ページの繰越計算書の支出負担行為額と。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） すみません、33 ページで聞こうかと思っていたんです。そこで聞きそびれて、その意味が分からなくて、このまま質問したらいけないかと思って聞いたわけでございます。33 ページに関しては、支出負担行為額が3億2,600万円、支出負担行為予定額が3,300万円計上してありますが、何でもこういったことになっているのかと思って、単純な質問ですが、お伺いいたしました。

○議長（湯浅正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） すみません、大変分かりづらいところではありますが、4,557万8,000円のうち、左の内訳として支出済額3,357万8,000円、未済額が1,200万円、こちらが繰越額になりますが、こちらはこの時点で支出負担行為予定額として0円表示をしております。実際重要なのは左の財源内訳のほうです。こちらになりますので、今回繰越額は1,200万円となっております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） それでは、支出負担行為予定額に関しては予算よりもオーバーするという設定で予算額が計上されるのかと単純に思うわけです。

すみません、33 ページのお尋ねでいいですか。いけませんか。分かりました。後で担当課に聞きますので、ありがとうございました。すみません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第5号は、これで報告を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、11時20分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13 報告第6号 令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第13、報告第6号「令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

議案書の38ページをお願いします。ただ今議題としていただきました報告第6号、令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

初めに、提案理由ですが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、次の 39 ページをお願いします。繰越事業としましては、1 件でございます、県道内牧坂梨線配水管布設替工事 300 万円になります。こちらは、先ほど補正予算で説明させていただきましたが、県道バイパス改良工事に併せて老朽化した配水管を布設替えするものでございまして、県道工事の進捗等により工期を延長しまして繰り越すものでございます。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

先ほどの企画財政課長の説明では工事は済んでいるという話でありましたが、その辺の関連はどうなりますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 工事につきましては 4 月末に完了しておりまして、3 月 31 日までは終わらなかったため繰り越したということでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 6 号は、これで報告を終わります。

日程第 14 報告第 7 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、報告第 7 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。

資料は、議案書 40 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書について、御報告させていただきます。

提案理由につきましては、本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づきまして資本的支出予算を繰り越したので、同法第 26 条第 3 項の規定により予算繰越計算書を調整し、報告させていただくものでございます。

計算書につきましては、次の 41 ページを御覧ください。こちらの繰越計算書にございますように、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費としまして、事業名「医療機器等更新事業」に関してでございますけれども、予算計上額 1 億 3,142 万円に対しまして、今回翌年度繰越額としまして 848 万 3,039 円を繰り越させていただくものでございます。本件につきましては、

先ほどの議題でもありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大による半導体不足が世界的に起きておりまして、このことによりまして救急車両を購入する予定でございましたけれども、こちらが年度内に納入できなかったということで繰越しをさせていただいているものでございます。なお、本救急車両につきましては、6月1日、先週無事納入されまして、活用を始めているところでございます。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第7号は、これで報告を終わります。

日程第15 議案第37号 阿蘇市コミュニティ交通運行条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第15、議案第37号「阿蘇市コミュニティ交通運行条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書42ページ、43ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第37号、阿蘇市コミュニティ交通運行条例の制定について、御説明を申し上げます。

43ページ、下のほうになりますけれども、まず提案の理由でございます。本件は、新たなコミュニティ交通の導入に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

金曜日の全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、路線バス等の運行の補助金は年々増加しております。併せまして、熊本県においても市町村が実施しますコミュニティ交通施策に対し、今後重点的な支援、そういった方針がなされております。こういったことから、公共交通の再編は急務であると考えております。このようなことから、今回、持続可能なまちづくりに関する熊本トヨタ、損保ジャパン、阿蘇市の三者協定に基づきまして、新たなコミュニティ交通導入に伴う実証実験を山田地区で計画しております。その実証実験開始に伴う条例の制定となるものでございます。

42ページ、第1条をお願い申し上げます。まず、趣旨でございます。阿蘇市における市民の交通手段を確保し、もって市民の福祉の増進に寄与するために道路運送法に基づき実施する阿蘇市有償旅客自動車運送事業の運行について必要な事項を定めるものとしております。

第2条になります。運行内容につきましては、国土交通大臣の登録を受けて行う旅客運送であって、市が使用する車両を用い、通行路線及び停留所を決めて運行するとしております。なお、今回の計画につきましては、三者包括協定に基づきまして、熊本トヨタさんから7人乗りのミニバンの提供を受けて運行を開始する、そういうふうにしております。

第3条、運賃につきましては、43ページ、別表のとおりでございまして、路線バスの山

田区間から内牧区域内の区間、また宮地区域内の区間ともに現行の路線バスの運賃と同額の300円としております。

第6条、事業の委託につきましては、今回の実証実験におきましては、ASOワークネットに委託予定としているところでございます。

43ページをお願い申し上げます。附則としまして、この条例は、令和4年10月1日から施行し、実証実験の終了であります令和5年3月31日限り、その効力を失うとしていたるところでございます。実証実験終了後においては、当然利用者アンケート等も行った上で、今後の地域公共交通の在り方、コミュニティ交通の導入等について方向性を示していきたい、そういうふうを考えております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。議案第37号から議案第47号までは各常任委員会に付託されることから、自己の委員会の案件への質疑は御遠慮願いたいと思いません。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16 議案第38号 阿蘇市保育所条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第16、議案第38号「阿蘇市保育所条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の44ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第38号、阿蘇市保育所条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、阿蘇市立坂梨保育園の移転に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

45ページをお願いいたします。新旧対照表になりますが、現在の保育園の位置から南側へ改修移転することに伴いまして、保育園の位置をこれまでの「一の宮町坂梨3027番地1」から「一の宮町坂梨3010番地1」へ改正するものでございます。

なお、附則で令和4年8月29日、月曜日になりますが、施行としております。

御審議、よろしくお願いをいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第17 議案第39号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 17、議案第 39 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました議案第 39 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

別冊 7 をお願いします。開いて、1 ページになります。第 1 条ですが、今回の補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 1,559 万 8,000 円を追加し、166 億 5,967 万 9,000 円と定めております。

まず、5 ページをお願いします。5 ページは、地方債補正になります。上の段は、地方債の額を増額あるいは減額した変更分の 4 件になります。下段は、起債をやめた、ゼロにした、いわゆる廃止分になります。

次に、7 ページをお願いします。7 ページは、今回の補正額の財源内訳を示しております。一番下の歳出合計のところですが、右へ見ていきますと、補正額 5 億 1,559 万 8,000 円に対しまして、国・県支出金が 5 億 5,013 万 1,000 円、地方債が 4,250 万円の減、一般財源の持ち出しはゼロの編成としております。

それでは、初めに主な歳入予算について御説明させていただきます。

8 ページをお願いします。8 ページの中段あたりになります。款項目節番号で申し上げますと、15 の 2 の 1 の 1 の一番上の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2 億 2,791 万 6,000 円を追加計上しております。今回の補正予算では、経済対策を中心に 10 の事業に交付金を活用しております。主な事業につきましては、後ほど歳出予算で御説明いたします。

次に、その 1 つ下になります。デジタル田園都市国家構想推進交付金としまして 4,871 万 9,000 円を新しく追加しております。こちらは、お知らせ端末更新事業に係る分でございます。対象事業費の約 2 分の 1 の交付金が認められ、今回改めて計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、13 ページをお願いします。13 ページからが歳出予算になりますが、全般的事項としまして 4 月の人事異動に伴い職員の配置が確定しましたので、各費目間で人件費の増減調整を行っております。

では、まず 15 ページをお願いします。15 ページの中段、左端の目 6 企画費になります。こちらは、先ほどもございました山田地区でのコミュニティ交通導入の件ですが、トータルで 224 万 9,000 円を計上しております。運行業務につきましては、株式会社 A S O ワークネットに委託しまして、10 月から半年間の実証実験を進める計画でございます。

続いて、17 ページをお願いします。17 ページの上の段になります。左端の目 11 光ネットワーク事業費につきましては、今回財源変更のみとなっております。こちらにつきましては、お知らせ端末更新事業の件になりますが、先ほど歳入で申し上げました国庫補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定を受け、また新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金も併用できますので、国・県支出金の欄が9,743万8,000円の増となりまして、結果、予定していました過疎対策事業債、こちらにつきましては借り入れせずに対応できますので、地方債のところは6,290万円の減、それと併せまして一般財源が3,453万8,000円の減となりまして、市の持ち出しを大幅に縮減、ゼロに近い形に圧縮しております。

次に、22ページをお願いします。22ページの上の段、左端の目で申し上げますと、目18非課税世帯等給付金費になります。節18負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金としまして7,000万円を計上しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、一定の要件を満たす住民税非課税世帯等に対しまして1世帯当たり10万円を給付するものでございます。なお、財源は、全額国庫補助金で対応する予定でございます。

続いて、24ページをお願いします。24ページの中段あたりになります。左端の目4児童福祉施設費の乙姫保育園大規模改修工事設計業務委託料としまして400万円を計上しております。乙姫保育園につきましては、改築後35年が経過し、園舎の屋内外が老朽化しているため、施設の長寿命化に向けて実施設計業務を委託するものでございます。

続いて、27ページをお願いします。27ページの上から2行目、病院事業会計繰出金（コロナ臨時交付金）につきましては、319万円を計上しております。現在、医療センターにおきましてPCR検査機器2台で1時間に8人の検査を行うことができる体制を取っておりますが、第6波以降につきましては発熱外来受診者が増加傾向にありますので、2台を追加導入しまして、検査体制を拡充させるものでございます。

続いて、その4つほど下になります。目2予防費になりますが、予防接種業務委託料としまして2,241万円を追加計上しております。こちらは、子宮頸がん予防ワクチンについて差し控えてとなっていた積極的接種勧奨が昨年11月から再開されまして、接種機会を逃した方など、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えてワクチン接種を行うキャッチアップ接種のための委託料になります。

次に、同じページの下の方になりますが、左端の目11波野保健福祉センター管理費につきましては、委託料と工事請負費、合わせて3,961万4,000円を計上しております。波野保健福祉センターにつきましては、築27年が経過し、屋根、外壁、内装等において経年劣化が顕著になっておりまして、一部で雨漏りも生じておりますので、今年度改修工事を行うものでございます。なお、財源につきましては、全額過疎対策事業債を予定しております。

続いて、その1つ下になります。左端の目15新型コロナウイルスワクチン接種費につきましては、4回目のワクチン接種を迎え、予防接種業務委託料と予約センター業務委託料、合わせて6,163万8,000円を計上しております。なお、財源につきましては、すべて国庫支出金となります。

次に、29ページをお願いします。農林水産業費になります。29ページの左端の目10農村環境改善センター管理費につきましては、センター改修設計等業務委託料としまして600万円を計上しております。内牧の改善センターにつきましては、築約30年が経過しまして、老朽化によるもの、また地震や地盤沈下等に伴うクラックの発生、正面玄関扉のずれなどの

不具合が生じておりまして、今後の改修工事に向けた設計を行うものでございます。

続いて、その1つ下、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金（施設整備事業）につきましては、作業効率の向上及び飼養管理の改善を行い、飼養頭数の規模拡大を目的としまして、民間事業者の搾乳牛舎建設の補助を行うものでございまして、1億588万4,000円を計上しております。なお、財源につきましては、国庫金を財源とした県支出金で全額を賄うこととしております。

次に、31ページをお願いします。商工振興費になります。31ページの中段、節18負担金補助及び交付金の一番下、地域振興緊急対策事業補助金につきましては、長引くコロナ禍、また原油価格、物価高騰などによる家計、地域経済への影響を考慮しまして、昨年度に引き続きプレミアム商品券を販売するため、6,000万円を計上しております。なお、財源につきましては、コロナ臨時交付金を全額活用する計画でございます。

続いて、次の32ページをお願いします。上から2行目、宿泊客誘致緊急対策事業補助金になります。こちらも昨年度に引き続き宿泊需要の喚起及び地域経済活性化に向けまして、宿泊の補助、また教育旅行に係る施設入場料等の補助、それからスポーツ合宿等に係る公共施設使用料補助など、5,250万円を計上しております。なお、財源は、同じく全額をコロナ臨時交付金で賄う予定でございます。

続いて、教育費になります。37ページをお願いします。37ページの中段以降は括弧書きでICTを活用したプレゼンコンテストとありますが、こちらは、児童生徒が1人1台端末を活用しまして、身近な問題、社会的な問題など、SDGsの視点に立った課題を見いだし、解決策を考え、プレゼンテーションすることで課題探求能力、表現力等を育成することを目的としたコンテストを実施するための費用、合わせて25万8,000円を計上しております。

続いて、40ページをお願いします。40ページの一番上、アゼリア21経営収支改善調査業務委託料につきましては、維持管理面の客観的な収支データを作成しまして、検討委員会の中での判断材料の一つとしまして活用するための調査費用50万円を計上しております。

最後に、41ページになりますが、今回の予算編成に当たり、残った財源につきましては予備費に976万9,000円を追加計上しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

19番議員、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 19番、河崎です。

まず、29ページの畜産振興事業です。今詳しく説明がありましたけれども、大体何社あるのかをお尋ねいたします。

それと、歳出の部分で大まかに説明がありましたけれども、款項目を私も気をつけて見ておりました。この前、応訴した裁判費用372万円と聞きましたけれども、どこにも言葉がないようでございます。どこにあるのかをまずはお尋ねします。その2点です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、1つ目の御質問にお答えいたしたいと思っております。

今回計上させていただいている事業体につきましては、管内酪農事業体 1 件でございます。

○議長（湯淺正司君） 次は、所管になります。

河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 予備費は所管になるわけですか。部長、それはどういう見解で所管ですか。私は、どこに計上してあるのかを尋ねるわけです。中身は尋ねておりません。

○議長（湯淺正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今の御質問ですね、今回 4 月 25 日付けで市のほうに届きました訴状に対し、市は応訴しております。それについての弁護士委託料はどこに計上してあるかというところでございますけれども、私としては同じ総務常任委員会でございますし、所管の委員会にもなりますので、直接予算書に計上はなされておられませんけれども、そこは常任委員会の中でお答えするのが通常かという認識でいるところでございます。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） では、予備費のそういう計上の仕方は総務常任委員会ということですね。

○議長（湯淺正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 予備費の計上については、それぞれ総務費に計上したりとか、農林水産業費に計上したりとか、様々な費目に計上ができますので、費目の流用先の委員会の中での質疑になってくると私は認識をしております。

○19 番（河崎徳雄君） はい、分かりました。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

まずは、29 ページの農村環境改善センターの設計業務委託料ですけれども、長い間、正面玄関は鍵がかかっているような状態になっております。どうも上部の建物自体は動いていないんですけれども、下のほうが相当東側に動いているような感じであります。そして、正面玄関もですけれども、その奥のほうの扉関係も少し調整が必要かなという感じになっております。600 万円をかけて委託されるので、その辺はしっかりと確認をお願いしたいと思っております。

それと、31 ページの火の山まつりは、今年は開催されるようではございますけれども、どんな形で開催されるのか。あと、「スマイル in 阿蘇」というのがずっと出ていますけれども、この内容の説明をお願いいたします。

それと、34 ページの道路維持工事と橋梁の維持工事が大変減額になっておりますけれども、その辺の内容の説明をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、1 点目でございます。内牧の農村環境改善センターでございますけれども、平成 5 年度に整備を行いまして、翌平成 6 年度から供用開始いたしまして、現在 29 年経過をしているところでございます。先ほど企画財政課長から説明させてい

ただきましたけれども、クラック、また雨漏り、玄関前の不具合等々が非常に著しい状態になっておりまして、施設全体の屋根、外壁等を含めまして、屋内外の相対的な改修箇所をチェック、また改修方法の幾つかの方法あたりも今回の業務委託料の中に盛り込ませていただくところで考えております。

また、玄関前につきましては、正面玄関から入りまして、南のほうに向かいましてテーブル等が置いてございますけれども、一番東側の部分については支持杭が入ってございません。また、事務室から西側については支持杭が入っている関係で、西側につきましてはほぼほぼ健全な状態でございます。議員がおっしゃいますとおり、東側の一部分につきましては、今回重点的に改修を行うような計画にしております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 火の山まつりについて御説明を申し上げます。これは、「スマイル in 阿蘇」と冠を付して、予算の組替えを行うものでございます。同じページの観光振興費、負担金補助及び交付金にありますが観光PRイベントの補助金の中には波野の納涼祭と、それから神楽フェスティバルの実施も予定しておりますが、それらを含めた3件のイベントについて事業費の2分の1を熊本県の補助金を充当して開催するものでございます。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、道路整備も進み交通アクセスも改善されましたが、経済効果はまだ見えておりませんが、これまで2年間にわたり阿蘇リバイバルキャンペーンとして事業を実施してきましたので、今回もその事業を要求しましたところ、熊本県から採択をいただきました。そこで、2年間、まつり等は取りやめになっておりましたが、それを阿蘇市の元気を発信する場ということで提案しております。具体的にはイベントの内容を外に情報発信を向け、あらゆる場面でそういった情報発信を行います。例えば、デジタルサイネージですとか、プロジェクションマッピングなども一緒に行いながら実施していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 34ページの道路維持費減額でございます。補助事業で舗装工事をやっていくものでございますが、要望額に対しまして3割程度の予算配分しかなかったということございまして、全国自治体の要望が多いという状況でございます。

橋梁維持工事につきましても、全国的な要望に対しまして国の予算が決まっているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 農村環境改善センターもいろんな方が利用されます。なるべくあつてはならないんですけども、災害時の避難所あたりでも使いますので、設計業務委託がうまく進めば、財政的などころもあると思いますけれども、なるべく早く工事は進めていってもらいたいと思っております。

それと、まつりに関しては、2年前までは内牧のメイン通りで出すような形だったんですけども、形的にはあまり変わらないということですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 火の山まつりにつきましては、実行委員会を設けておりまして、その中で開催場所とか日程を決めております。今のところ予定ではございますが、総合センターですね、改善センターとかあるところの場所で開催をしてはどうかということで実行委員会の中で案が挙がっている状態でございます。予定としましては、8月20日あたりが有望かと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 13番、大倉です。

32ページの施設管理費のところの内牧の花いっぱいコンクールのことが書いてあります。減額になっているし、中央通りの花のことでしょうけれど、この詳しい説明と、それからヤマメ釣り大会も減額になっておりますけれども、新聞か何かでは大会が催されたことが書いてありました。詳しく説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そちらについては、11ページの歳入の雑入のところのちょうど真ん中になりますけれども、地方創生に向けて“頑張る地域”応援事業補助金というのを花いっぱい運動で取りにいきました。この花いっぱい運動の話からいきますと、この事業費の範囲は中央線ではございません。中央線は昨年終わりました、この範囲は、今、角萬の四つ角からプラザの方面に向けての県道沿いを両方やりたいという地域の声、要望の提案、それと、宝泉橋から泉大橋の堤防に植えたいということで申請をしたものでございます。不採択ということで地域の方にも申しまして、そうしたら、これは徐々に広げていけたらいいということで、第1番目の目標の角萬四つ角に今植栽がしてあるのが分かると思います。そこは県の補助金で一つ目的は今年度達成できていますので、今、地域の方と今年度また別の補助金を申請するかを調整中でございます。範囲は、そちらになります。

ヤマメ釣り大会は、こちらでも不採択ということで、ただ、別の地域づくり団体がもらえる助成金がありました。この額ではございませんけれども、それを活用されて、無事、確かに昨日終わっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、1時から午後の部を再開いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 18 議案第 40 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、議案第 40 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 40 号、令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 8 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 1 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 321 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 3,157 万 2,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。歳入です。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきまして 321 万 4,000 円を増額しております。これにつきましては、人事異動に伴う一般職給等の人件費を調整するもので、この補正全額を次の 7 ページの目 1 一般管理費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 41 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

○議長（湯浅正司君） 日程第 19、議案第 41 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 41 号、令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 9 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 1 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 426 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 34 億 6,937 万 9,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。款 8 繰入金、目 3 その他一般会計繰入金につきまして 426 万 9,000 円を減額しております。これにつきましては、人事異動に伴う一般職給等の人件費を調整するもので、この補正全額を次の 7 ページ、目 1 一般管理費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 42 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 20、議案第 42 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 42 号、令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 10 の 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 683 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 1,910 万円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。款 4 繰入金、目 1 事務費繰入金につきまして 683 万 4,000 円を減額しております。これにつきましては、人事異動に伴う一般職給等の人件費を調整するもので、この補正全額を次の 7 ページ、目 1 一般管理費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 21 議案第 43 号 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 21、議案第 43 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

別冊 11 をお願いします。ただ今議題としていただきました議案第 43 号、令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,831 万 8,000 円と定めております。

まず、歳入について御説明いたします。6 ページをお願いします。歳入につきましては、1 項目のみでございます。一般会計繰入金としまして 15 万 9,000 円を追加計上しております。この繰入金につきましては、旧慣使用としまして中荻の草の原野の一部貸付けに伴い、一般会計で受け入れる貸付金収入の 13% の額であります 15 万 9,000 円を財産区の収入として計上するものでございます。なお、旧慣使用件数につきましては 4 件、貸付けの面積につきましては 5.6 ヘクタールでございます。

次に、歳出予算になりますが、次の 7 ページをお願いします。上の段の 1 の 2 の 1 諸費になります。先ほどの一般会計繰入金を財源としまして、その 3 分の 1 の額を入会権者であります中荻の草牧野組合へ支出するものでございまして、合計で 5 万 4,000 円を計上しております。また、残りの一般会計繰入金との差額 10 万 5,000 円につきましては、予備費に追加しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 44 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 22、議案第 44 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。

資料は、別冊 12 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 44 号、令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきまして、御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。本補正予算は、第 1 号補正となります。第 2 条にございますように、当初予算第 4 条で定めさせていただいております本文の括弧書き「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 1,992 万 4,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）」ということで、改めまして資本的収入の予定額を次のとおり補正させていただきます。

まず、第 1 款資本的収入としまして、収入でございますけれども、1,167 万 3,000 円を増額し、合計額 4 億 7,962 万 9,000 円としております。また、支出ですけれども、資本的支出としまして 319 万円を増額し、合計 5 億 9,955 万 3,000 円としております。

詳細につきましては、5 ページで説明をさせていただきたいと思っております。順番が前後いたしますけれども、まず支出から御説明させていただきますが、下段の建設改良費の目、固定資産購入費としまして、節の医療機器等備品購入費でございます。先ほど企画財政課長からの一般会計側の説明でもございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の検査機器、これにつきましては PCR の検査機器を 2 台増加させて、合計 4 台とすると。また、それに伴

いますバイオハザード対策用のキャビネット 1 台を含めまして、こちらを新たに購入することで 319 万円を計上させていただいているところでございます。

この財源につきましては、上段の収入側になります。報告第 7 号で報告させていただきました救急車両等の繰越しに伴いまして、当該分の財源を熊本地震復興基金分の一般会計からの負担金とするという形でございます。節の他会計負担金の分のうち、848 万 3,000 円を計上させていただいているところ、それから先ほど支出の側で御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症の機器の関係につきまして 319 万円を新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を財源としまして負担金として計上するというところで合計 1,167 万 3,000 円を追加補正させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23 議案第 45 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 23、議案第 45 号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、46 ページ、47 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 45 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、議案書 46 ページ、下の提案理由でございます。本件につきましては、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により定めるために同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、行政不服審査会は、いかなるものかと申しますと、行政が行いました処分、行政処分に関しまして、その処分に不服がある場合に公正な手続のもとで行政庁に対して不服申立てをすることができる、そういった救済のための制度になっております。

それでは、47 ページ、新旧対照表をお願い申し上げます。現在、阿蘇市においては、熊本市、合志市ほか、県内 13 市町村共同で設置を行っております。今回新たに「山鹿市」が加わることに伴いまして規約を変更するものであります。構成団体 13 市町村の同文による

議決となっております。

なお、施行日につきましては、令和4年9月1日でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第24 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第24、議案第46号「熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書48ページからになります。ただ今議題としていただきました議案第46号、熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。熊本県市町村総合事務組合同約の一部を変更したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、構成団体の議会において、同文議決を求めるものでございます。

詳細を申し上げます。現在、小国公立病院の運営団体であります「小国町外一ヶ町公立病院組合」、この名称が「小国郷公立病院組合」へと令和4年4月1日に名称を変更したことに伴う規約の変更となります。

49ページからの新旧対照表をお願い申し上げます。

まず、49ページ。別表第1、組合を組織する地方公共団体、及び50ページになります別表第2、組合の共同処理する事務のうち第3条第1号、これはいかなる事務かと申しますと退職手当に関する事務、51ページに入りまして第3条第9号、非常勤職員の職員等に対する公務災害等に関する事務、これにつきまして、これまでの運営団体「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に変更するものでございます。

構成する団体70団体の同文による議決をもって、熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更となります。

適用日につきましては、遡りまして、令和4年4月1日となっております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第25 議案第47号 阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第25、議案第47号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更」

ついて」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 引き続きになります。53 ページをお願い申し上げます。併せまして、別冊 13 をお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 47 号、阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、阿蘇市全域が過疎地域に指定されたことに伴い、令和 3 年 9 月に策定を行いました阿蘇市過疎地域持続的発展計画を変更したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、昨年 9 月の定例会におきまして、旧波野村に加え、新たに旧阿蘇町が一部過疎地域と見なされたことに伴い、策定を行いました。今回、令和 2 年国勢調査の結果、阿蘇市全域の人口減少要件等によりまして、本年 4 月 1 日に告示がなされ、阿蘇市全域が全部過疎として地域に指定されたことに伴う過疎計画の変更でございます。

過疎関係につきましては、地域の課題解決と持続的な発展に向け、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年を期間とする過疎計画を昨年 9 月に策定したところでありますけれども、今後 4 年間、旧波野村、旧阿蘇町と併せ、旧一の宮町につきましても必要とされる事業等を別冊 13 に朱書きで追加修正をさせていただいております。あくまでも計画でありますけれども、本計画に記載の事業につきましては、財政上有利な起債であります過疎対策事業債の対象となり得るものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 26、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第 29、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」までを会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、日程第 26、同意第 2 号から日程第 29、諮問第 2 号までを委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 26 同意第 2 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（湯浅正司君） 日程第 26、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 54 ページ、55 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 2 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の 6 月 30 日任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

54 ページをお願いします。選任したい方、石寄寛二氏、再任でございます。任期につきましては、令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間となっております。欠格事項につきましては、非該当でございます。

住所、生年月日、経歴等につきましては、55 ページに記載のとおりでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」、採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第 27 同意第 3 号 固定資産評価員の選任について

○議長（湯浅正司君） 日程第 27、同意第 3 号「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 56 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 3 号、固定資産評価員の選任について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、阿蘇市固定資産評価員を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

これまでも税務課長が固定資産評価員を兼任いたしておりました。本年 4 月の定期異動に伴い、新たに税務課長となりました上村美博を選任したく、御提案を申し上げます。なお、欠格事項につきましては、非該当でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） ここで関係者の退席を求めます。

税務課長は、退席をお願いいたします。

[税務課長 退席]

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、同意第3号「固定資産評価員の選任について」、採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第3号「固定資産評価員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

税務課長の入場を許可します。

[税務課長 入場]

○議長（湯浅正司君） ただ今議題となっておりました固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意されましたので、お伝えします。固定資産評価員にあたっては、公平・公正にしっかりと努められますよう、よろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。日程第28、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第29、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第35条の規定により、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（湯浅正司君） 日程第28、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第29、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の57ページをお願いいたします。ただ今一括議題とさせていただきました諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、諮問第2号につきましても提案理由は同じでございますので、

省略させていただきます。

今回、法務大臣が委嘱する候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には9名の人権擁護委員の皆さんがおられますが、今回は2名の方が令和4年9月30日で任期満了を迎えるため、新たな候補者を諮問するものでございます。任期は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となります。

まず、お一人目です。57 ページ、諮問第1号の園田みよ氏です。阿蘇市一の宮町中通在住で、現職の委員であります。今回再任で4期目の推薦でございます。

次に、58 ページ、二人目でございますが、諮問第2号の坂梨征子氏です。阿蘇市一の宮町坂梨在住で、現職の委員であります。今回再任で4期目の推薦でございます。

なお、59 ページに今回推薦いたします2名の方の略歴を参考資料として載せております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、日程第28、諮問第1号及び日程第29、諮問第2号について採決いたします。本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第30 報告第8号 株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（湯浅正司君） 日程第30、報告第8号「株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の簡潔な説明をお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました報告第8号、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書60ページをお開きください。本議案は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものです。

お配りしております別冊14にて御説明をさせていただきます。株式会社ASOワークネットは、平成19年に阿蘇市が資本金1,000万円を全額出資して設立しました法人で、今回

で第 15 期の決算となります。

1 ページをお願いします。事業報告となっております。当該事業年度における事業概要としまして、業務請負では阿蘇山公園道路をはじめ、4 つの事業を受託し、指定管理者として阿蘇体育館をはじめとする 5 施設の管理運営を行っております。

2 ページをお願いします。一番下の第 15 期決算の表ですけれども、これは 8 ページ、9 ページの損益計算書をまとめた表となっております。右端の合計の欄、収入金額の欄ですけれども、2 億 2,189 万 4,728 円となっております。支出は 2 億 2,213 万 7,938 円となっております。単純収支では 24 万 3,210 円のマイナスということになっておりますが、会計上は借入金の返済額は経費算入としましませんが、減価償却費のみ経費算入いたしますので、これを調整しまして、一番下の数字となりますが、最終的な税引き後の当期純利益は 1 万 6,906 円の黒字ということになっております。

6 ページ以降が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など、会社法に基づく計算書類となっております。

また、13 ページに監査報告としまして、5 月 17 日、適法に処理記載されているとして、監査役の確認がなされているところでございます。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） ただ今の説明内容について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 31 報告第 9 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（湯浅正司君） 日程第 31、報告第 9 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の簡潔な説明をお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今議題としていただきました報告第 9 号、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書 61 ページをお願いいたします。本議案につきましても、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出させていただくものです。

お配りしております別冊 15 で御説明をさせていただきます。一般財団法人阿蘇テレワークセンターは、阿蘇市の拠出する基本財産 3,000 万円をもって平成 24 年 4 月に設立をされた法人となります。

1 ページをお願いいたします。主な事業としまして、光ネットワーク施設の管理運営を中心としまして業務に当たっております。会員数も 5,168 人ということで、事業開始から

277.7%、また前年比で103%増加している状況にあります。

次に、決算の状況につきまして、2ページをお願いいたします。上から収入の部となっております。1基本財産利息収入から5諸収入を合計しました当期収入合計、決算額の欄ですけれども、こちらが8億8,025万1,114円となっております。これに対し、支出の部では当期支出合計、決算額の欄になりますけれども、8億1,771万2,605円ということになっておりまして、一番下の欄の当期一般正味財産増減額、こちらが会社でいいますところの当期純利益に当たりますが、こちらが5,349万289円の黒字ということになっております。

3ページから26ページまでが収支計算書、一般財団法人に係る財務諸表となっております。

最後、27ページに監査報告としまして、5月13日に監査が実施され、財産管理、業務執行が適正に処理されているということで監査の確認がなされているところでございます。

28ページからは、6月3日の全員協議会においてもテレワーク事務局からの説明がありましたが、決算の状況、事業概要となっております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。説明内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案の質疑が終わりました。

本日説明のありました議案第37号から議案第47号までの11議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時37分 散会